

小樽市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（原案の概要）

旅館業法、旅館業法施行令、旅館業法施行規則及び旅館業における衛生等管理要領の改正に伴い、小樽市旅館業法施行条例で規定する施設設備等の基準の一部を改正します。

■ 背景

今般、旅館業法（以下「法」とする。）の一部を改正する法律が平成29年12月15日付けで公布され、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合されることとなりました。また、この改正に伴い、「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」及び「旅館業法施行規則の一部を改正する省令」が平成30年1月31日付けで公布され、営業施設の構造設備基準等を定める旅館業法施行令（以下「政令」とする。）及び旅館業法施行規則（以下「規則」とする。）が改正されることとなりました。併せて旅館業における衛生等管理要領（以下「要領」とする。）が平成30年1月31日付けで改正されました。

■ 条例改正の趣旨

衛生に必要な措置の基準は、法第4条第2項で規定され、営業施設の構造設備基準は、政令第1条第1項で規定されています。本市では、その一部を小樽市旅館業法施行条例（以下「条例」とする。）により規定しています。今般の旅館業法の改正を受け、条例で規定しているホテル営業と旅館営業を旅館・ホテル営業に統合します。また、政令と規則が改正されたことにより要領も一部が見直されました。そのため、これらを参考として条例で規定している衛生に必要な措置の基準と構造設備基準を改正します。

■ 改正の内容

○ 業種の統合

- ・ホテル営業と旅館営業を統合し、旅館・ホテル営業とします。

○ 構造設備基準の改正

①業種の統合に伴い、条例第2条で規定されているホテル営業と旅館営業の基準を統合します。これに伴い、ホテル営業における設備の洋式の規定を削除します。

②政令、省令及び要領の改正に基づいて施設基準の一部を改正します。

改正を検討している内容は以下のとおりです。

● 具体的数値基準の見直し

- ・就寝するために寝具を置く部分の床面積。
- ・玄関帳場の床面積、開口部の広さ、受付台の大きさ。
- ・階層式寝台の広さ。
- ・下宿営業の部屋数及び客室面積。

- ・照度。

- 玄関帳場の規定

- ・玄関帳場を設置する場合は、条例で要件が規定されています。今般の改正により旅館・ホテル営業については政令及び規則で、簡易宿所については要領で玄関帳場を設置しない場合の規定が明記されました。これに伴い、条例においても各業種で玄関帳場の規定を見直します。

- その他設備基準の見直し

- ・ロビーの設置、玄関帳場の要件、食堂の設置、調理場の設置など各設備の設置規定。

- 改正後の条例の施行期日

平成30年6月15日からの施行を予定しています。